

○（副本部長（くらし安全防災局長））

お待たせいたしました。それでは、ただいまから第36回新型コロナウイルス神奈川県対策本部会議を開催いたします。

はじめに、本部長でございます黒岩知事から御挨拶をお願いいたします。

○（本部長（知事））

おはようございます。昨日、国は本県に適用された、まん延防止等重点措置を7月11日まで延長いたしました。新規感染者数は本県では何とか感染急増を避けられていますが、新規感染者数が前の週を上回る日もあり、感染状況は下げ止まりの状況が続いております。

そうした中、県内では感染状況が落ち着いたと見られる地域も出てきました。これまで18市2町を措置区域としていましたが、今回の本部会議で直近の感染状況を踏まえ、措置区域について改めて見直したいと思っております。

また、国の基本的な対処方針として、措置区域内の飲食店においては、一定の条件の下で酒類の提供が可能となりました。事業者からはこれまでの厳しい措置について苦痛の声も聞こえており、今後の酒類の提供についてしっかりと協議したいと思っておりますので宜しくお願いいたします。以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。本日の議題のメインは6月21日以降の対応でございます。それでは、早速議事を進めさせていただきます。まず、初めに新型コロナウイルスに係る現在の状況について阿南先生の方からご説明をお願いします。

○（阿南医療危機対策統括官）

第4波に関しては、感染者カレンダー（資料2ページ）で見ると、先週7日間のうち4日間が前の日より新規陽性患者数が多くなっていますが、今週では1日だけとなっております。ただ全体の数では、前の週とさほど違いがないという状況が続いています。グラフ（資料3ページ）で見ると、赤色の線と黄色の線の間が既にステージ3ですが、現在は黄色の線をかろうじて下回っている14.46という数字であります。週合計の凸凹を平らにする形（資料4ページ）にして週合計と比べてみますと、5月の中旬にピークを迎えた後にかなり下がってきていますが、このところ下がり具合が横ばいになっており、表現としては下げ止まりというところですよ。

もう一つ、押さえておきたいことは、今第4波を超えたということではありません。第4波のちょうど真ただ中にいるという認識は持ってもらいたい。その上で、人口の多い政令市（横浜市、川崎市、相模原市）に関しては、いずれもピークは超えたものの、下がり切らない状況が見て取れると思っております（資料5ページ）。検査の陽性率ですが、6%前後のところが続いております（資料6ページ）。直近では5.95%ですが、6%前後の所からこれ以上陽性率が下がってこないため、一定程度のウイルスの進行度合いが継続しているという状況だと思います。病床の利用率に関しても、折れ線グラフの黄色と赤色の線の間、つまりステージ3の範囲に病床全体、それから重症病者があるということが分かります（資料7ページ）。ピークを超えて少し下がってきていますが、まだまだ病床利用に余裕があるというところまではいきません。

それから、年代別に関しても、第4波（ウイルスが変異型となった以降）の特性とも言わ

れていますが、若年者の比率が高い状態がずっと続いています。グラフ（資料 8 ページ）を見ると、継続して 20 代・30 代の比率が高い状態にあり、30 代以下で、過半数を占めています。また、赤い折れ線グラフ（資料 9 ページ）は 20 代・30 代の合計ですが、40%以上となっています。

また、第 3 波に比べると、第 4 波においてクラスターの発生は一定程度抑えられています。紫色の折れ線（資料 10）で見ると、クラスターは第 3 波に比べて第 4 波ではピークアウトしたため、小さな山で何とか抑えることができたことは非常に幸いであります。高齢者は感染すると、重症化、さらには死亡に繋がりやすい世代ですが、第 4 波ではそれはピークアウトできました。それから、医療機関におけるクラスターの発生は抑えることができたことは明確に第 3 波の傾向と違うところであります。総じて、本県の状況について 6 項目全体で見ますと、依然としてステージ 3 の指標の範囲のものが 4 項目あります（資料 11）。全体の療養者数と新規陽性者数の二つだけがギリギリでステージ 2 に入っているような状況であります。

補足的に変異ウイルスの状況であります。アルファ株が 90%を超えまして、普通に考えますと、県内にあるウイルスは基本的にはアルファ型ですが、それがデルタと呼ばれるものに置き変わっていく傾向にあります。グラフ（資料 13）の青色がアルファ、赤色がデルタですが、デルタが徐々に増えており、既に県内で発生しているもののうち 1 割程度は既にデルタになっていると思われまます。これが徐々に 1 割、2 割といったように割合が増えていくのか、ここが注目点であります。私の方からは以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。まだまだ、我々第 4 波の真ただ中にいることを肝に銘じてというようなお話をいただいたところであります。

続きまして、昨日国の方で対策本部会議が行われまして、基本的対処方針が改正されました。まずは、その内容を私の方から簡単にご説明をさせていただきます。国の基本的対処方針の 38 ページをご覧ください。38 ページの片括弧 9 で「重点措置区域における取組等」というものがあります。今回、修正の溶け込み版でございますので、変わった内容を中心に申し上げます。

まず、「① 重点措置区域である都道府県においては、令和 3 年 6 月 21 日以降の取組を踏まえるとともに」、ここが変わった所のためご説明します。そこから少し飛んで中程にある従来からの記載ですが「感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事が定める期間及び区域において、法第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うこと」とされています。次が変更点でございます。「また、酒類の提供は、別途通知する「一定の要件」を満たした店舗において 19 時まで提供できることとし、当該要件を満たさない店舗に対して、法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、さらに制限を行うことができるものとする。政府は、「一定の要件」について、第三者認証制度の普及を図る観点から、同制度の普及状況を踏まえて定めるものとし、都道府県は、第三者認証制度の普及と適用店舗の拡大に努めること。」、これが入れ込まれたところであります。今の説明の中で、別途通知する「一定の要件」という表現もございました。

それと、令和 3 年 6 月 21 日以降の取組については、資料「令和 3 年 6 月 21 日以降の取組」の主に「1. 飲食対策の徹底・人流抑制」の二つ目の○に記載があります。まん延防止等重点措置区域においては、以下の取組を実施。飲食店に対し 20 時までの時短要請を行い、徹底を図る。酒類提供は、一定の要件を満たした店舗において 19 時まで提供可。ただし、感

染状況に応じ、知事の判断でさらに制限を行うことができる。一定の要件については基本4項目のことで、これは本県のM・A・S・Kと内容が一致しております。こういった感染防止対策を図ることが一定の要件であります。

また、飲食店における感染防止策の第三者認証の普及と適用店舗の拡大の記載もありますが、まずは本県がいうM・A・S・Kの基本的感染防止対策を取ることが一定の要件でございます。さらに、資料にはお付けしていませんが、昨夜政府からの事務連絡がありましたので、補足でご説明させていただきます。一定の要件については次のいずれも満たすということで2点が掲げられております。1点目は、アクリル板等の設置、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底が最低限行われていること、これが先程のM・A・S・Kの徹底ということになります。2点目は、同一グループの入店は原則4人以内とすることとされております。したがって、一定の要件というのは、国は最低限としてM・A・S・Kを徹底して欲しいということと、同一グループの入店は4人以内というものを示しております。勿論、これに加えて、知事の判断でさらに要件を付すことは可能という整理を頭に入れておいていただきたく存じます。ここまで国の動向、それから本県の客観的な感染状況をご説明しましたが、何かございますか。

それでは、ただ今の状況を踏まえ、6月21日以降の本県の対応についてまとめた資料をご覧ください。冒頭本部長からの説明にもありましたとおり、措置区域の変更について取り上げたいと思います。2ページに現在の措置区域と期間がございますが、本県では4段階を経まして、現在18市2町について措置区域としております。3ページをご覧ください。これまで本部会議を行う都度、直近の1週間のデータを踏まえながら、前と比べて高まっている所について順次措置区域を拡大してきた経過を示しております。一番右の表が6月11日から6月17日までの直近の一週間の保健所別新規感染者数のデータであります。一番下の県合計では12.98という数字があります。念のために申し上げますと、4ページ右上に小さい字で「下表表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。」と記載があります。例として、横浜市で把握した感染者が別の市の居住者だった場合は、それを抜いております。常住地を見極めたということで、12.98というのは、先程阿南先生がお示した数字とは若干ずれておりますが、従来からこのような指標で見えておりました。この県合計12.98というのを左の四つのグラフと比較していただくと、立ち位置としては政令市を指定した第1弾の11.59、それから急に拡大してきた16.76、その中間までには感染状況は落ち着いてきている位置にあります。また、3ページ一番右の表（6月11日から6月17日までの直近の一週間の保健所別新規感染者数）を県保健所管内も含めて全ての市町村別に示したものが4ページにあります。ステージ3が赤、ステージ4が紫、ステージ2が黄色でございますが、従前と比べて随分一桁のところが多くなってきており、これは全体の感染状況が落ち着いてきたということの証左かと思っております。

そこで、先に5ページをご覧ください。措置区域の検討に当たりまして、特に今回はどちらかという縮小の方向で見直すこととなりますので、これまでの拡大とは違って明確に基準を出すということで整理をさせていただきました。まず、政令市である横浜市、川崎市、相模原市、これらは東京都に隣接しているという地理的な環境、常住人口の絶対数の多さ、新規感染者の絶対数の多さ及び毎日の感染者の7割程度は常にこの3市が占めていることから、引き続き措置区域とさせていただきたいと考えております。それ以外の市町村については、新規感染者数がステージ3以上の市町村をまずは措置区域と考えたいと思います。ただし、人口規模が小さい町村を中心に、市町村は少ない感染数であっても数字が上下激しく動いていきます。また、絶対数が少ないということで感染の封じ込めが比較的可能であることから、ステージ3以上であっても措置区域とはしません。そういった考え方で4ページをご覧ください。まずは、横浜市、川崎市、相模原市を見ると、横浜市及び相模原市はステージ

2まで若干改善しておりますが、三政令市はステージ状況とは現時点では関係なく措置区域としたい。それ以外の市町村については、まずはステージ3以上を対象にするということで、赤と紫の所を着目していただくこととなります。このうち、人口規模が小さい町村（箱根町、湯河原町、中井町、大井町、開成町、愛川町）については、全体の人数が少なく、1人2人が動くことで数字も跳ね上がるために除外とする。そういった考え方によると、小田原市、厚木市、座間市、これらがステージ3以上の一定の人口規模を有する市ということとなります。5ページにお戻りください。直近の1週間（6月11日から17日）の10万人当たりの新規感染者の状況について、現在措置区域としている20市を改めて掲げた上で、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市、この6市を措置区域としたい考え方でございます。6ページをご覧くださいと、仮にこれをご承認いただければ、このような地図になります。措置区域については以上になります。

次に措置内容の変更について、7ページ以降をご覧くださいと存じます。8ページですが、今回本部長からもお話があったとおり、酒類の提供に関して大きな論点となります。まず、考え方を先にご説明いたします。措置区域内においては、5時から20時までの営業時間の短縮要請を行います。措置区域外は21時までであります。これは従来と変わりません。酒類提供については、11時から19時まで、これは措置区域内でございます。措置区域外は11時から20時までとしたいと考えています。ただし、従来の措置区域内における酒類提供の停止よりも若干緩和するイメージになりますので、感染の急拡大に繋がる可能性もあることから、酒類を提供する飲食店等については滞在時間の制限等を要件として定めたいと考えています。その要件は、滞在時間90分以内、人数については先程の国の考え方を踏襲し、1組4人以内、それから基本4項目（M・A・S・K）の順守を要件としたいと思っております。こうしたことについては、お店がチラシやポスターを掲示していただく、あるいは感染防止取組書に基本4項目を改めてしっかりと明記していただくというようなことで確認をしたいと考えています。また、後程ご説明があると思っておりますが、LINEコロナお知らせシステム登録あるいは帳簿記録等で、特に90分ということを順守いただくために、入退店時の記録を促していきたいと考えています。次の8ページの下から3行の内容ですが、これは本県独自の取組でございます。阿南先生からもお話があったとおり、第4波真ただ中にも関わらず、緩和という方向に動く以上、何らかの条件に達した場合にはブレーキをかける必要があるだろうという判断でございます。急激な感染状況悪化に対する対応ブレーキ措置として、新規感染者数が全県において1週間平均で1日230人を超えた場合は、その時点で措置区域の拡大や酒類提供の停止要請を検討したいと考えています。これについても、後程ご説明させていただきます。

9ページの事業者の皆様への要請ですが、まずは飲食店等に対する要請を整理させていただきました。措置区域については、酒類の提供を11時から19時まで条件付きで認める。その条件というのが括弧内の記載となります。その他区域においても、措置区域と1時間の違いとして11時から20時まで営業の短縮を求めていきたいと考えています。

それから、飲食店以外の施設については、10ページにございますが、例えば、劇場、体育館を始め、麻雀店等の施設は引き続き従前と変わらない条件でお願いしています。また11ページでは、スーパー、幼稚園、葬祭場等、特に葬祭場、ネットカフェ、マンガ喫茶の酒類の提供については、原則提供停止を働きかけるということでしたが、今回飲食店の基準に合わせて変更となります。事業者への要請①及び②に該当しない施設区分がございますが、従前では酒類提供に関しては提供停止の働きかけを措置区域に対して行っておりましたが、飲食店と同様の基準に準ずるように働きかけて参ります。

13ページのイベントの関係になります。本県は引き続きまん延防止等重点措置がございしますので、イベントについても人数の条件は5000人で変わりません。また、イベントの中でお

酒を提供する場合には、措置区域では提供停止、それ以外では一定の働きかけを行ってきたわけですが、これも飲食店に準じた対応をお願いするという変更でございます。

一方、14ページは県民の皆様への要請でございます。引き続き生活に必要な場合を除いて、外出自粛についてはお願いしたいと考えています。また、飲食する場合には、昼夜を問わず、マスク飲食の実践、短時間、少人数、飲食店に対しては4人90分と数字を出しておりますが、県民の皆様もそういったお店に行くときは、なるべく短く、なるべく少ない人数、これをお願いしたいという要請であります。また、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策を県民の皆様も自らやっていたいただきたいという引き続きの要請であります。以上、6月21日からの対応について措置区域、措置内容の変更についてご説明をさせていただきましたが、後程ご説明をすると申し上げた、急激な感染悪化に対応するブレーキ措置における230人という数字について阿南先生の方からご説明をいただけたらと存じます。

○（阿南医療危機対策統括官）

少し振り返りたいと思います。第3波について、全国10万人あたりの週合計で示された42.2というところで緊急事態宣言が発令されましたが、ピーク時には66.2まで行ってしまい相当にきつかった。これを踏まえ、我々は第4波では早くに手を打つべく、まん延防止等重点措置を4月20日に発令したわけですが、この時点での数字は15.4で、さらにそこから1週間程度後に酒類の停止という所に入っていますが、このときは17.5という数字でお酒を止めました。これらにより、患者の発生の伸びを抑えてピークアウトをさせ、下がってくるというところに繋がったのではないかと解します。第3波と第4波の明確な違いはここにあります。

4月20日以降、そして今後も重点措置自体はエリアの変更があるにしても続きますが、4月20日前までは止められていたお酒の提供については、お酒を出さないというブレーキを一定程度条件付きで解除するということになります。この考え方の中で、第4波の真ただ中で我々が懸念することは、今後再度増えてくるということです。この後増えてくるのではないかと我々は常に監視し続けなければいけないので、先程230という数字が出ましたが、どこでブレーキをかけるのか、そのブレーキをかけるのがどういう理屈で考えるとよいのかと言いますと、お酒を止めたときに今回の第4波での対応は上手くいったことを経験しているわけですから、ブレーキを外したことで再度上がってくるのであれば、再度かけるのは同じ基準でかける。これは一定程度の論理的な正当性があるだろう。この時点をお酒を再度ブレーキをかけざるを得なくなる地点、つまり人口10万人あたりの週合計が17.5というところを目安にすべきだろうと考えています。第4波の初期と現在は様々な条件の違いがあるので、果たしてこれから先、これで対応しきれるのであるかということをお酒をベースにして一応検討していく必要があるだろう。検討するにあたって、色々な材料がありますが、例えば、第3波の患者の増加というのは、指数関数的に上がっていく傾向があります。つまり、1人が2人に移し、2人が4人に移していくことで、拡大しますが、2次・3次となると、その拡大幅は大きくなりますので、初めはなだらかな線が後半になると立ち上がってくるという傾向は出やすいです。第3波を参考にして、前半期の患者の上昇、後半期のきついつき、それらを一応のベースにして検討しました。人口10万人あたり週合計17.5という数字ですが、本県に当てはめると1日当たり230人で、これは週の平均で出しています。そういった中で230という数字が出ましたが、このときのシミュレーションとして、なだらかな前半期の上がり方をシミュレーションした場合は黄色の部分になります。では、黄色の幅が何であるかということですが、ウイルスが少し違うというのは皆さんご存知ですが、第3波のときは在来株と呼ばれるものに対して、第4波以降現在はアルファ株が主体で、今後デルタになってくる。在来株に対して、デルタの感染性、これは例えば実効再生産

数で言いますと、専門家会合等においては様々な試算がありますが、大きいものでは77.6%と大きい。つまり、1.776倍ということが悪い計算で行くとそれぐらいの感染性能の強さということになりますので、黄色の線も赤色の線も幅を持たせているという考え方です。低い方の線は、今までと同じ感染性であったということ想定していますが、その1.75倍というのを上側の高い方の線にしています。そういうことで、従前どおりの広がり方で、第3波と同じように広がっていたとすれば、2週間後に424人に到達する。1.75倍だと569人に達するという考え方です。おそらくないと思いますが、後半期の急激な立ち上がりがあった場合は赤でシミュレーションしており、668と997という幅を持たせています。2週間後にしてあるのは、230人のところでブレーキを踏んだ場合、その直後から効果は出づらく、効果の発現までには2週間程度の期間がかかるためです。それまでは、ブレーキをかけたとしても上がり続けることが分かっていますので、一応2週間後まで上がり続けたときということで、数字を見てください。2週間後にシミュレーションした場合に、これらの数字まで到達し得る。ただ、繰り返しますが、お酒の提供に関しても様々なブレーキを推奨するといった条件の中であるため、ここまで行かない可能性は当然あるわけですが、悪い事を考えたときにここに至る。では、このときに、我々は医療として支えきれぬのかということ考えるのですが、先程第3波のときに数字をお示した66.2に比較するならば、32から43の幅で何とか抑えられる可能性があるという見込みの中で考えておりますので、この230のところまで来たらブレーキをかけることで2週間後には何とかピークアウトしていく、そこを想定するのであれば耐え得るであろう。ここまで上がってほしくないのは言うまでもないことではありますが、一応耐えられない数字ではないであろうということ、この230という数字をお示しさせていただいたわけでありまして。以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。それでは続けて、同じ資料の中でLINEコロナお知らせシステム登録や帳簿記録による入退店時の記録を促すという表現を書かせていただきましたが、それに対して補足をお願いします。

○（健康医療局長）

補足資料の滞在時間管理方法についてご覧いただきたいと思います。現状では、感染力の強い変異株の割合が高まっております、気を付けなければならない状況であります。こういった状況の中では、長時間同じ場所にいないことが何よりも鍵になります。そのため、しっかりと時間管理をお店側にもしていただく必要があると考えております。そこで、資料のような方法で滞在時間を管理していただきたいというお願いです。入店時にLINEコロナお知らせシステムのQRコードを読み取り、退店時に再度QRコードを読み取る。これで時間が90分以内であるかを県側が確認できるという仕組みであります。もし、仮にLINEを使用できないという場合には、米印に記載のとおり、帳簿の記録で管理をして対応していただいて、とにかく鍵となる90分以内という時間をしっかりと管理していただきたいと考えております。以上でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。6月21日以降の本県の対応について、大きく措置区域を6市に改めること、さらに措置内容では酒類について措置区域内ではこれまで提供の停止としていたところを一定の条件を付けて19時までと解除すること、また条件として国が示す1組4人以内、それから基本4項目M・A・S・Kの順守に加えて、滞在時間90分以内を設定すること、さらに万一のことを考えてブレーキ措置として1日230人超となった場合には、また改

めて区域の拡大、酒類提供の停止の要請を検討すること、こういった本県の独自の取組を含めてご説明をしたところであります。以上について、意見交換をさせていただきたいと存じます。宜しく願いいたします。

○（副本部長（小板橋副知事））

確認を含めてお願いします。初めに、国の基本的対処方針のご説明をいただきましたが、その中で一定の要件の話がありまして、本県で言えばM・A・S・Kと言われている基本4項目にプラスで4人以内ということがあり、今回国が今までの酒類の提供を全面禁止することを少し解除するにあたっては、非常に厳しい条件を付けていることになるわけですが、仮に守られないという場合には神奈川県では今までやってきていますが、命令に至っていくという措置まで想定しているという理解で宜しいでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

私の方からお答えします。新しい措置区域については、まん延防止等重点措置区域ということで、特措法31条が適用されている状況になります。そのため、それに従っていない所は引き続き要請・命令の手續を粛々と行っていきます。ただし、今回6月21日以降、要請内容が変わります。したがって、本県としてはまん延防止を継続しているわけですが、今行っている命令はいったんここでリセットとなるのが国の考え方でございます。したがって、新たに酒を解除したという中で改めて見回って要請・命令という手續をしていくということでございますので、そこは留意する必要があるかと思えます。知事が全国知事会を通じて効力の継続を認めていただけたのですが、措置内容そのものが変わってしまったので、それは継続とは言えないのではないかと国に理屈に分があると考えておりますので、一から出直しということになります。以上でございます。

○（副本部長（小板橋副知事））

ありがとうございます。もう1点確認させてください。先程エリアを3政令市プラス3市というお話でしたけれども、今までこれを決定するとき、クラスターについてご説明をいただいたようなこともありました。今回クラスターの件は特段考えなくても良い状態という理解で宜しいでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、クラスターについては、特に大きなクラスター要因はないという情報の中で、今回はあえて考慮しておりません。前回まで大きなクラスターがあったときには、その都度私の方で復元させていただきました。

○（副本部長（小板橋副知事））

ありがとうございました。

○（副本部長（首藤副知事））

すみません。2点確認させていただきます。阿南先生のまん延防止等重点措置解除後のシミュレーションですが、まず、ワクチンの効果の減要因と重症化のリスクについては想定されていない。つまり、増要因と減要因が両方とも入っていないシミュレーションということで良いのかということと、最悪のシナリオのパターン②で感染性を1.75倍すると週合計が75.7ということで過去の最大の1日当たり66.2を超えてしまうということに対する医療の体制について説明をお願いします。

○（阿南医療危機対策統括官）

はい。まず1点目、ワクチンに関しては、現段階で大きな影響はないと踏んでいますので、要素に入れておりません。ご存知のように、現在医療従事者、高齢者の一部に接種をしていますが、現在の感染拡大の主流は20代から30代の非常に活動が活発な世代である一方、高齢者に関しては感染者が少ない。これは全国的な共通の傾向であり、そこを踏まえると、現在のワクチン接種、あるいは7月に向けたワクチンの効果・影響はさほど大きくない。これは専門家会議等でもそのような見解ですので、あえて特別な影響を考慮する必要はないだろうと考えております。

さらに、重症化のリスクということに関しましても、未だ定まっております。アルファ株に関しては、一定程度の在来株よりも重症化しやすいのではないかとされていますが、世代的な変化については一定程度分かっているものの、全体の重症化率は大阪のデータを見ても明確に数字で示しきれれておりませんので、これも特別考慮に入れていません。とはいえ、病床に関しては、第3波の頃に比べると、重症対応の病床は少しずつ増やしているという現状がございますので、その中で吸収していく考え方があります。

それから、2点目に関して、第3波のピークに比べると、確かにシミュレーションの最悪のパターンはそれを超えています。これは二つの観点で考えております。一つは、悪いシナリオというのは、非常に後半期に患者が増えてきたときの角度であるということで、この率で上がっていく蓋然性はさほど高くないということです。もう一つは、従前の第3波から第4波にかけて、病床確保に関して、物理的な病床確保数を増やすこと以外に、様々な入口・出口問題の解決といった取組により、1.5から1.8倍くらいの患者さんの受け皿を作ってきた。そういうことを踏まえ、万が一そういった状況になった場合でも、耐え得る体力は作ってきたので、耐え得るラインではないかと考えた次第です。

○（副本部長（首藤副知事））

すみません、そういった意味では、この平均230の段階でスイッチを入れるとき、パターン①はある程度まだ等差的な伸びの段階のときにスイッチを入れることを想定メインとしておりますが、パターン②では上がり始めて等差から等比的な伸びに移ろうとする段階で状況としてはかなり悪く、万が一そうである最悪のシナリオが赤ですが、それであっても何とかなるとということで、想定としては黄色の方のパターン①の段階で叩きに行くんだということをメインにしているという理解で宜しいでしょうか。

○（阿南医療危機対策統括官）

おっしゃる通りであります。現段階では、患者さんが230に到達するというラインはパターン①のフェースであろうということを想定しております。

○（副本部長（首藤副知事））

了解しました。

○（副本部長（武井副知事））

私の方から何点か確認させてください。まず、21日以降の対応については資料5ページの措置区域の検討の中で、「ただし、人口規模が小さい市町村は、少ない感染でも数値の変動が大きく、感染の封じ込めが比較的可能であるため」との記載がありますが、確かに小さい市町村で1人、2人感染者が出ても率としてすぐに上がってしまうということがあります。一方で、感染の封じ込めは比較的可能というのを、感染症対策の観点からもう少し詳しく阿

南先生に解説をお願いしたいです。

○（阿南医療危機対策統括官）

はい、我々、患者さんの流行期に、例えば毎日何人の患者さんが発生しましたといったことを把握しておりますが、実際には把握しきれていない方もいます。これは無症状、あるいは軽症のためにすり抜けてしまう方がいるのは事実であり、このような方々が感染を広げていくために、なかなか難しいことになります。例えば10人の患者さんがいた場合、その3人の方がすり抜けていくと、人数が少ない地域で考えた場合に、1人の患者さんが発生した場合では、3割という0.3人です。非常に少ない人数で、そういった方々はいないかもしれないという所に到達する考え方が一つであります。もう一つは、実際に集中的な検査をして封じ込めをしておりますが、人数が多い所ではカバーしきれないことが出てくることに対して、少ない人数の地域であれば集中的に対応することで完全な潰しが可能になる。こういった二つの理由でこの解釈になろうかと思えます。

○（副本部長（武井副知事））

ありがとうございました。もう一点、副本部長に確認したいのですが、先程酒類の提供の条件として、90分以内という滞在時間や1組4人以内という人数制限がありました。90分以内や4人以内の制限を守らない店舗がいた場合に、これが命令や罰則に結び付くのかといった議論の中で、解釈としては90分以内や4人以内というのは要請ではなく、酒類提供を可とする要件であって、もしお店が90分4人というのを守らなかった場合、それは命令に移行するというわけではなくて、我々はこのお店は酒類を提供できないお店だというように認定をして、酒類提供の停止要請に切り替える。そのような考え方で良いかと思うのですが、そのあたりを少し説明してもらえますか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、基本的にはおっしゃる通りですが、補足をさせていただきますと、資料9ページをご覧ください。実は資料については国としっかりと協議・調整をしております。9ページをよくご覧いただきますと、飲食店の事業者への要請のところで、措置区域その他区域共に「酒類の提供は11時から19時まで」という下に赤い括弧で90分4人と書いてありますが、何故括弧があるのかということを知りたいとしますと、法31条の6第1項の要請事項ではありませんというのが国の考え方です。したがって、分かりやすさという点では11時から19時までの条件としてこれを下に書きたかったのですが、31条の6に基づく要請に見えてしまうので、下に書くのであれば括弧をしてください、というように、国との協議を経て赤括弧が入っています。したがって、今武井副知事が90分4人、それから基本4項目の順守、これをしていなかったら命令との対象になるのかと言われると、対象にはなりません。ただし、これを条件としてお酒を出しても良いですよということですから、その条件を満たしていないということになりますので、お酒の提供停止の要請をしていくことになります。それに従わなければ、提供停止に従っていないということで、これは31条の世界で要請・命令に流れていくような解釈になります。

○（副本部長（武井副知事））

わかりました。その理解を前提とすると、資料8ページ「酒類提供に係る要請事項」に記載のある「ただし…、酒類を提供する飲食店等については、滞在時間の制限等を要件に定める。」の後ろに協力金支給要件と記載がありますが、これは協力金支給要件ではなく正しくは酒類提供要件ということなので、これは誤記かと思えますので、訂正が必要と考えます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

すみません、おっしゃる通りでございますので、ここについては、ホームページ等に掲載する際には、大変恐縮ながら修正をさせていただいて公表しようと思っております。本資料についても、今この場で大変恐縮ですが、修正をいただきたいと思っております。酒類提供の要件ということになります。

○（副本部長（政策局長））

すみません、2点ほど確認させてください。1点目は、先程のブレーキのお話で、阿南統括官にお伺いしたいのですが、先程首藤副知事の方との間でこういった数字の設定であっても耐えられるだろうとのやり取りがありました。一方で逆の見方になってしまうかもしれませんが、最初の設定が4月28日の17.5人を参考にしているというところですが、そのときの状況は資料2ページによると、緊急事態宣言解除後に全体としての陽性患者がかなりの上り基調になっていて、そこで酒類の提供の禁止に至った。そのときの数字が17.5という形で、当然資料にあるように今も第4波の真っただ中であるとの認識は共通と思いますが、一方で今の状況がその時よりもそれほど上がってきていない中で、17.5という数字を取ることの妥当性をもう一度確認させていただきたいのですが、やはり危機管理として考えると、そのあたりの数字でセットしないとイケないのか、もう一度教えてください。

○（阿南医療危機対策統括官）

言い方を変えると、お酒は解禁したくないわけです。厳しい見方をすれば、何ら今緩和できるものはない、第4波の中でそのような考え方になってしまうわけです。それでも、様々な要因の中で、ただブレーキをかけるということをしていても、実際の夜間滞留人口等の増加が問題となっていますが、そのようなものが上昇に転じていることは様々な分析結果から出ており、抑制効果が薄れていく中では、リバウンドが懸念されることは周知の事実かと思っております。そうした中で、様々なプラスアルファの要素がありながらも、一定程度の緩和をすることであるならば、唯一証拠として過去の経験から学べることは17.5という数字くらいしかない。その他の要素等はなくはないですが、何ら数字的な証拠にはならないので、我々が頼るべきは状況が違うとはいえ17.5の所でブレーキを踏むことで一定程度の効果を出している。ここの所しか頼るところがない中で示した数字ということでご理解いただければと思います。

○（副本部長（政策局長））

ありがとうございます。2点目は、山田局長にお伺いしたいのですが、先程補足資料の滞在時間の管理方法を見ると、感染防止の目的をおっしゃっていましたが、誰がどのタイミングでということを見ると、この管理方法はお店又は県が事後に管理しているようにも見えます。一番大事なのは例えば利用者が90分にならないように自分たちで気づくこと、利用者にとっても、あるいは使用するタイミングで気づくような管理も必要と思っております。そういった考え方はあるのでしょうか。

○（健康医療局長）

現在その機能はありません。ただ、その場でリアルタイムに利用者の方に「もうすぐ時間です。」とお知らせできたら良いとは思っておりますので、途中でリリースできればと思います。

○（畑中医療危機対策統括官）

補足してもよろしいですか。90分間飲み放題といったように、一般の飲食店においてお客様の滞留時間の確認はお店の生産性を図る上でも通常されていることではありますが、今回同じように流用して様々な形で管理していただくことが、約90分以内という制限になると思うので、できる限りお店のご負担を軽減しながら、一方で90分という形で時間制限をかけていくことで、今回のLINEの仕組みもご活用いただきたいということでもあります。

○（副本部長（政策局長））

基本的には、山田局長からこれからリリースをするという話もありましたが、それは利用者側に気づきの機会が与えられるということですか。手法が良くわからなかったので、何かお考えがあれば教えてください。

○（健康医療局長）

音によるものなのか、LINEからの情報によるものなのか分らないのですが、そういった方法で何か気づけることができないかということを検討したいと思います。

○（副本部長（政策局長））

分かりました。

○（本部長（知事））

このLINEのシステムですが、新しくこのようなバージョンになったという考えで良いんですよね。

○（健康医療局長）

新しいバージョンと言いますか、元のQRコードを使って元のシステムで二回読み込むことで、その間の時間を計測できると。

○（本部長（知事））

入退店ということで、バージョンを変えたわけではないということですか。今までのまま使えたということですか。

○（健康医療局長）

バージョンを変えたという理解ではないです。

○（畑中医療危機対策統括官）

これまでの機能で流用すれば同じことができる。ただ、タイマー等のように、お客様に分かりやすくお伝えする機能は今企画をしており、できるだけ早く皆さんのLINEの中で実現できるように実装していきたいと考えています。

○（本部長（知事））

90分以内に終えたかどうかというデータはどこに集まり、誰が見れるのですか。

○（畑中医療危機対策統括官）

現在、コロナお知らせシステムでは、QRコードを読み取っていただければ、県の方がまずは情報を受け取り、県のサーバーの中で管理されます。

○（本部長（知事））

そうすると、90分を守ったかどうかは県が把握できるということですね。

○（畑中医療危機対策統括官）

はい、入店から退店までしっかりと守っていただいているお店かどうかを見させていただくことも可能です。そのような意味でしっかりと管理されている状況が確認できます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

他によろしいでしょうか。それでは、本部長にお伺いさせていただきます。6月21日以降の対応について、措置区域を6市とすること、措置内容としてお酒は一定の条件（90分4人、基本的感染防止対策M・A・S・Kの徹底）を付けて認めること、ブレーキのラインとして230人を設定すること、これらのことについて方針としてよろしいでしょうか。

○（本部長（知事））

はい、了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。ただ今本部長から6月21日以降の対応について、了解を得ました。ここで、当然のことながら、協力金の関係が決定事項に伴い出てきますので、簡単にご説明いただければと思います。

○（産業労働局長）

産業労働局です。飲食店等に対する協力金と大規模施設等に対する協力金の二種類がございます。飲食店に対する協力金でございますが、資料を度々差替えさせていただきまして申し訳ございませんでした。最新の資料はカラー印刷のもので、協力金の交付要件の所が赤く記載しており、まん延防止等重点措置区域の赤い記載の部分の下から二行目に「取組書への明示」と記載されているものが最新のものです。ご迷惑をおかけしました。

まず、飲食店等に対する協力金は今回で第12弾になります。左側のまん延防止等重点措置区域の関係ですが、適用区域は横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市の6市となります。要請対象施設は、食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等です。また協力金の支給要件ですが、6月21日から7月11日の21日間において、まず営業時間が5時から20時までとさせていただきます。また、酒類の提供時間は11時から19時までとします。ただし、括弧で記載していますが、「ただし、次の条件を満たした店舗に限ります。」とあり、条件は3点ございます。1点目は、客の滞在時間は90分までに制限・管理することで、これは先程のQRコードによる入退店時の読み取りや台帳での管理により、90分以内の入退店となるよう管理していただきます。2点目は、入店人数は1組あたり4人以内。3点目は、感染防止対策基本4項目、アクリル板等の設置、座席の間隔を空けること、手指消毒を徹底すること、マスク飲食を推奨すること及び換気を徹底すること、この4項目を順守していただきたいということです。また、この4項目については、神奈川県で従来から独自で行っていましたが、感染防止対策取組書、これは各店舗や事業者の皆さんが自主的に業界のガイドラインに沿って感染防止対策を行い、店舗で掲示しているものでありますが、改めて酒類の提供に当たっては、基本4項目を順守してくださいという国の要請もございますので、この4項目について感染防止対策取組書にお酒を提供する場合はしっかりと明示していただくことを条件として考えております。また、これを満たさない店舗は、酒類の終日提供停止の要請を行います。その下の「その他の交付要件」に記載のとおり、飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止していただ

きます。また、感染防止対策取組書も掲示していただきます。想定対象店舗数ですが、措置区域においては約 27,000 店舗、所要額は約 287 億円と見込んでおります。協力金の算定方法は従来から変わっておりません。中小企業は売上高方式で、前（々）年の売上高の 4 割で下限は 1 日 3 万円、上限は 1 日 10 万円です。また、大企業は売上高減少額方式、こちらは中小企業も選択可能です。前（々）年からの売上額の減少額の 4 割、こちらは下限を設定しておりません。上限は 1 日 20 万円です。次に、表の右側のその他の区域ですが、適用区域はまん延防止措置区域 6 市以外の全域です。要請対象施設は同様です。営業時間は 5 時から 21 時までとしていただきます。また、酒類の提供は 11 時から 20 時までとしていただきます。ただし、次の条件を満たした店舗に限りますとの記載のとおり、措置区域と同様の 4 項目の徹底順守を求めていると考えております。その他の交付要件も先程と同様です。想定対象店舗数は約 13,000 店舗、所要額は約 116 億円です。算定方法ですが、中小企業は売上高方式で、前（々）年の売上高の 3 割、下限が日額 25,000 円、上限が日額 75,000 円です。大企業が売上高減少額方式で、前（々）年の売上高の減少額の 4 割、下限は設定せず、上限が日額 200,000 円、又は前（々）年の売上高の 3 割のいずれか低い方です。この飲食店に対する協力金の支給額の合計は 403 億円となります。

続いて、大規模施設等に対する協力金ですが、こちらはまん延防止等重点措置区域 6 市において交付させていただくものになります。内容は従前と同様になりますので、後ほどご確認ください。金額については合計 72 億円です。以上でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、このような形で協力金についても引き続き対応していきます。また、次の資料として神奈川県の実施方針がございますが、これも既に国と協議を整えておきまして、内容はパワーポイントの資料を反映したものであるため、説明はいたしません。この内容で国と調整をしておりますので、HP 等で掲載をし、本県としての実施方針とするように考えております。資料としては以上となります。最後に本日のまとめとして、知事から県民の皆様、事業者の皆様へのメッセージをいただければと思います。宜しくお願いいたします。

○（本部長（知事））

それでは、知事メッセージを発信させていただきます。昨日国は本県に適用していたまん延防止等重点措置を 7 月 11 日まで延長いたしました。県民の皆様、事業者の皆様のおかげで、本県では何とか感染急増を避けられていますが、新規感染者数は前の週を上回っており、感染状況は下げ止まりの状況が続いております。感染のステージを判断する指標も、6 項目のうち 4 項目が未だにステージ 3 となっており、感染力が高く、若者でも重症化しやすいと言われる変異株が主流となった中では、警戒を緩めることができません。重点措置の延長は三度目となり、県民・事業者の皆様さらに負担をおかけすることは大変心苦しい思いではありますが、皆さんご自身や大切なご家族や仲間のいのちを守るため、改めて次の事項を要請いたします。

事業者の皆さんへ。6 月 22 日以降、まん延防止等重点措置を行う区域、通称措置区域は横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市といたします。措置区域の 6 市では、次の事項を要請します。飲食店等は 5 時から 20 時までの営業時間の短縮及びカラオケ設備の終日提供の停止、酒類の提供は 11 時から 19 時までとします。ただし、滞在時間 90 分以内、1 組 4 人以内、M・A・S・K を含む感染防止対策取組書の掲示を条件といたします。1,000 m²を超える大規模施設は 20 時までの営業時間の短縮。措置区域外の市町村では次のことを要請いたします。飲食店等は 5 時から 21 時までの営業時間の短縮及びカラオケ設備の終日提供停止、酒類の提供は 11 時から 20 時までとします。ただし、滞在時間 90 分以内、1 組 4 人以

内、M・A・S・Kを含む感染防止対策取組書の掲示条件といたします。酒類の提供については終日提供停止から緩和することになりますが、県は引き続き店舗訪問を通じて基本的な感染防止対策の取組状況等を確認して参ります。酒類を提供する店舗においては、入退店時にLINEコロナお知らせシステムの二次元バーコードを利用者に読み込んでいただくことにより、滞在時間を管理してください。また、今後感染がリバウンドし、一週間平均の新規感染者数が県全体で230人を超えた場合は、改めて措置区域を見直すとともに、措置区域内における酒類の終日提供停止を要請いたします。時短営業に応じていただいた飲食店等や大規模施設に対しては引き続き一定の条件の下で協力金をお支払いします。県は飲食店が感染状況防止を図りながら営業できるようマスク飲食の実施店認証制度を進めていきます。今後、感染状況の改善等に応じてマスク飲食実施店を時短要請の対象から除外する等、一定のインセンティブを設けることも検討していきますので、積極的な申請をお願いいたします。

県民の皆さんへ。生活に必要な場合を除いて、引き続き外出を自粛してください。変異株による感染が主流となり、特に感染力が強いと言われるデルタ株の感染が増えています。県民の皆さん一人一人が、生活のあらゆる場面で、M（適切なマスク着用）・A（アルコール消毒）・S（アクリル板等でしゃ蔽、接触はショートタイム）・K（距離と換気）の基本的な感染防止対策を徹底することが、何よりも重要です。また、マスクをしていても、複数で同じ場所に長時間いたことで感染した例もみられますので、できるだけ短時間、特に換気を徹底してください。人数が少ないから、屋外だから、若いから大丈夫という考え方は厳禁です。発熱等の症状が見られる場合には、職場への出勤、学校への登校やクラブ活動等の参加は、やめてください。感染防止対策取組書の掲示がない店の利用や、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは絶対に避けてください。また、外食する際は、昼夜を問わず、短時間にしていただき、マスク飲食を徹底する他、取組書に記載されたLINEコロナお知らせシステムの二次元バーコードの登録などにご協力をお願いします。県は、神奈川モデルによる医療提供体制や、感染防止の決め手として期待されるワクチンを、少しでも早く、希望する全ての県民の皆さんが接種できる体制の確保に、全力で取り組んでいきます。引き続き、県民、事業者の皆さんのご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。私からは以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。本日の決定事項については、くらし安全防災局から各局にひな型をお送りいたしますので、関係団体等に速やかにご連絡をお願いします。以上で本日の本部会議を終了いたします。お疲れ様でした。